

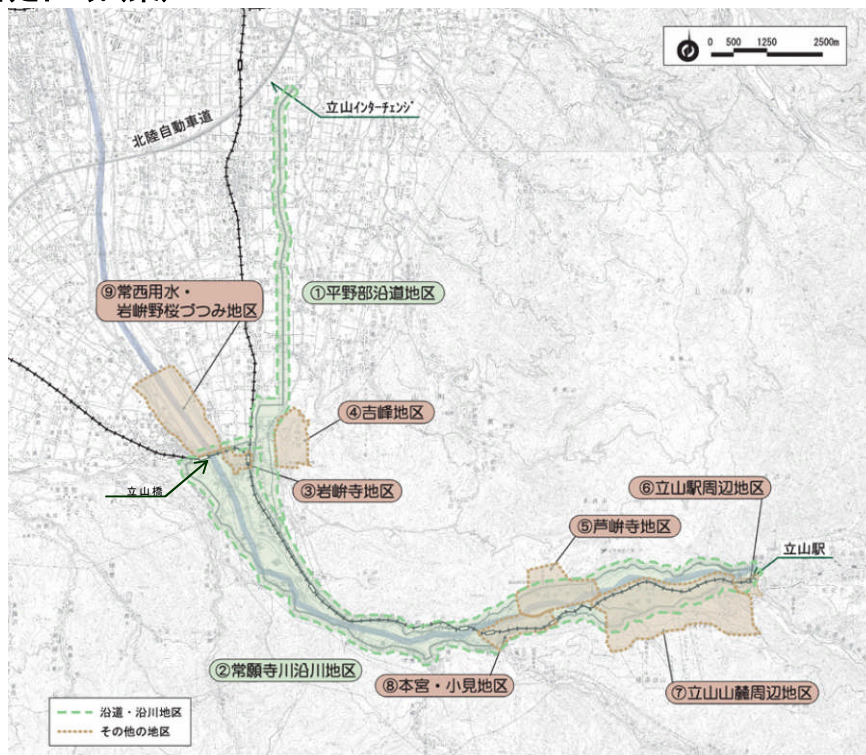
立山・大山地区景観づくり重点地域の指定について

重点地域の指定目的

- 山岳や河川、町並み等、優れた景観に恵まれる富山県の中でも特に
 - 県民に親しまれ県の顔となる地域
 - 新たに良好な景観を形成していく地域
 など、景観づくりを推進するうえで重要な地域を「景観づくり重点地域」として指定し、県民、市町村の協力のもと、よりきめ細かな景観づくりを推進しようとするもの。
- 重点地域では、景観づくりに関する基本計画（**重点地域基本計画**）を定め、景観に影響を与えるものとして規則で定める建築等の行為（**特定行為**）に関し、基本計画に基づき、景観づくりを図る上で配慮すべき事項について基準（**特定行為の景観づくり基準**）を定め、特定行為の事前届出と基準への適合に努めるよう求める。

重点地域の指定区域

- 日本を代表する山岳観光地立山へのアプローチとなる立山インターから千寿ヶ原に至る沿道及び常願寺川沿いの立山町と富山市（大山地区）の一部の地域を重点地域第1号として指定する。
- 重点地域指定区域（案）



- ① 平野部沿道地区は、立山インターチェンジから立山橋間の沿道両側100mの区域を、②常願寺川沿川地区は、立山橋から千寿ヶ原間の常願寺川及びその兩岸沿道の外側100mからなる区域を、さらに、沿道区間にある③岩峯寺地区、④吉峰地区、⑤芦峯寺地区、⑥立山駅周辺地区、⑦立山山麓周辺地区、⑧本宮・小見地区、⑨常西用水・岩峯野桜つつみ地区の7地区については地形・地物を参考に指定する。

重点地域基本計画

○重点地域における景観づくりの基本目標

美しい景観の保全と創造を図るため、次の基本目標を定める。

- ・立山連峰や常願寺川の眺望に配慮し、生かす景観づくり
- ・豊かな緑とうるおいある水辺を守り育てる景観づくり
- ・立山信仰の歴史と文化が息づく景観を守り、生かす景観づくり
- ・山岳観光地立山へ訪れる人に心地よい、もてなしの景観づくり

○重点地域における景観づくりの基本方針

重点地域の景観構造と地域的なまとまりから、地区ごとに基本方針を定める。

地区	景観づくり基本方針
平野部沿道地区	山岳観光地立山へのアプローチにふさわしい景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全 ・自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成 ・屋敷林を伴う散居集落や豊かな田園景観の保全
常願寺川沿川地区	雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を生かした景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全 ・自然景観等に調和する沿道景観の形成 ・常願寺川の自然景観、棚田の景観の保全
岩嶺寺地区	立山信仰の風情が感じられる景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成 ・豊かな水と緑の景観の保全 ・社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全
吉峰地区	緑にあふれ、木のぬくもりが感じられる景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな統一感のある住宅地、レクリエーション基地の景観形成 ・豊かな森がつくる自然景観の保全 ・立山連峰、富山平野の眺望景観の保全
芦嶺寺地区	立山信仰の歴史が感じられる景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成 ・社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全 ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全
立山駅周辺地区	山岳観光地立山への玄関口にふさわしい景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・山岳景観に調和した魅力ある景観の形成 ・山並みや河川の眺望景観の保全
立山山麓周辺地区	四季を通じたりゾートにふさわしい景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に調和した魅力あるリゾート景観の形成 ・立山連峰やスキー場群等の眺望景観の保全
本宮・小見地区	山麓の暮らしが感じられる景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・歴史と風土に培われた山麓集落の景観形成 ・水辺空間を生かした景観の形成 ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全
常西用水・岩嶺野桜つつみ地区	河川の歴史が感じられる景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・河川の歴史を生かした緑豊かな水辺の景観形成 ・周辺の農地や水辺景観に調和した住宅地の景観形成 ・立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

特定行為の景観づくり基準

特定行為の種類	基本的な考え方	基本事項	個別事項
建築物	立山連峰等の眺望を妨げ、自然景観を大きく変化させる行為を避けるよう配慮し、周辺の景観等に調和した形態・意匠・素材の使用に努める		(1) 位置 (2) 形態及び意匠 (3) 色彩 (4) 素材 (5) 敷地の緑化 (6) その他
工作物			(1) 位置 (2) 形態及び意匠 (3) 色彩 (4) 素材 (5) 敷地の緑化 (6) その他
土地の区画形質の変更	眺望点等から目立つ場所等ではできる限り避け、やむを得ず行う場合は、規模を最小限にとどめ、行為地の緑化に努めるほか、法面等は周辺の景観との調和に配慮する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を把握し、特定行為の景観づくりに適切に反映 ・周辺景観との調和に配慮するとともに、水と緑の活用などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る 	(1) 土地の形状 (2) 土地の緑化 (3) 法面の外観
屋外における物品の集積又は貯蔵	眺望点等から目立つ場所等ではできる限り避け、やむを得ず行う場合は、規模を最小限にとどめ、周辺の景観に与える圧迫感や違和感を和らげるよう配慮する		<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令のほか、県、富山市及び立山町の施策や住民の景観づくり活動との整合に配慮
鉱物の掘採又は土石の類の採取	眺望点等から目立つ場所等ではできる限り避け、やむを得ず行う場合は、法面等は最小限にとどめ、緑化等により跡地の修景に配慮する		(1) 遮へい (2) 跡地の形状 (3) 跡地の緑化
木竹の伐採	やむを得ず行う場合は、規模を最小限にとどめ、跡地の緑化等に配慮する		(1) 伐採の方法 (2) 跡地の緑化

特定行為の種類と対象規模

特定行為の種類		特定行為の 対象規模	(参考) 富山市大規模な 建築行為等誘導 基準	(参考) 立山町大規模行為 景観基準	
建築物等	建築物	建築面積 10 m ² 超	高さ 12.5m 超 又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 13m 超 又は 建築面積 500 m ² 超	
	工 作 物	煙突、装飾塔、記念碑、高架水槽、 電波塔、RC、S造の柱 等	高さ 5m超	高さ 12.5m 超	高さ 13m 超
		電気供給のための電線路等の支持物	高さ 5m超	高さ 30m 超	高さ 30m 超
		広告塔、広告板 等	高さ 5m超 又は 表示面積 5 m ² 超	高さ 12.5m 超 かつ 表示面積 10 m ² 超 又は 表示面積 50 m ² 超	高さ 10m 超 又は 表示面積 10 m ² 超
		垣、さく、塀、擁壁 等	高さ 1.5m超	高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超	高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超
		観覧車、コースター 等の遊戯施設 コンクリートプラント 等の製造施設 自動車車庫の用に供する立体的施設 石油、飼料 等の貯蔵施設 ごみ処理施設 等の処理施設	高さ 5m超 又は 築造面積 10 m ² 超	高さ 12.5m 超 又は 築造面積 1000 m ² 超	高さ 13m 超 又は 築造面積 500 m ² 超
土地の区画形質の変更	面積 300 m ² 超 かつ 法面・擁壁の高さ 1.5m超	面積 3000 m ² 超で 法面の高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超	面積 3,000 m ² 超で 法面の高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超		
屋外における物品の集積又は貯蔵	面積 100 m ² 超 又は 集積・貯蔵の高さ 1.5m超	高さ 3m 超 又は 築造面積 3000 m ² 超	面積 3,000 m ² 超 かつ 高さ 3m 超		
鉱物の掘採又は土石の類の採取	面積 300 m ² 超 又は 法面・擁壁の高さ 1.5m超	面積 3000 m ² 超で 法面の高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超	面積 3,000 m ² 超で 法面の高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超		
木竹の伐採	高さ 10m超 又は 伐採面積 300 m ² 超	—	面積 3,000 m ² 超		